

新「鶴岡市」

ガイドブック

案



南庄内合併協議会

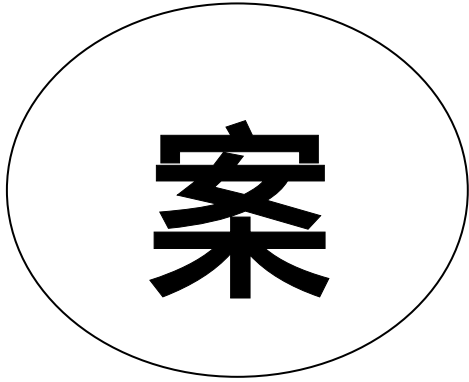
目 次

1 . 合併に伴うお知らせ	
1-1 新市の住所の表示について	1
1-2 住所の表示の変更に伴う手続き	2
2 . 本所・各庁舎の案内	
2-1 市の組織機構及び主な業務	11
2-2 本所、各庁舎の案内	13
3 . 各種手続きと受付窓口のお知らせ	
3-1 住民記録と証明	17
3-1-1 戸籍、住民記録、各種証明	
3-1-2 休日・夜間等市民窓口サービス	
3-1-3 引っ越し	
3-2 税金	20
3-2-1 市税	
3-3 保健と医療	22
3-3-1 母子保健	
3-3-2 成人保健・高齢保健	
3-3-3 健康相談	
3-3-4 国民健康保険	
3-3-5 老人保健医療	
3-3-6 福祉医療給付制度	
3-4 福祉	
3-4-1 児童	
3-4-2 母子家庭等	
3-4-3 高齢者	
3-5 障害福祉	28
3-6 生活福祉	31
3-7 年金	32
3-7-1 国民年金	
3-8 育児・教育	33
3-8-1 育児	
3-8-2 学校教育	
3-8-3 育児・教育相談	



案

3-9 快適生活	35
3-9-1 ごみ		
3-9-2 し尿		
3-9-3 水道		
3-9-4 下水道		
3-9-5 住宅・土地		
3-9-6 道路		
3-9-7 除雪		
3-9-8 交通安全		
3-10 仕事と生活	39
3-10-1 働く人のために		
3-11 相談	41
3-11-1 総合相談		
3-11-2 一般相談		
3-11-3 生活相談		
3-12 市政	42
3-12-1 市議会		
3-12-2 選挙		
3-12-3 広報・広聴		



4 . 主な公共施設の所在地と電話番号、受付窓口		
施設名、所在地と電話番号、受付窓口	44

1. 合併に伴うお知らせ

1 - 1 新市の住所の表示について

案

原則：町・字の区域は、原則として現行のとおりとします。
大字の名称には、「大字」の字句は付けません。
(小字には、これまでどおり「字」の字句を付けます。)

現町村名の取扱い

ア) 現在の藤島町、櫛引町、朝日村、温海町の名称は付けません。

東田川郡 藤島町(村) 大字 字 番地 鶴岡市 字 番地 になります。
藤島町大字関根は例外的な取扱いになります。

1) 現鶴岡市の住所は

鶴岡市馬場町9番25号 (住居表示実施区域では変更ありません。)
鶴岡市大字我老林字野中川原35番地2 鶴岡市我老林字野中川原35番地2
(大字の字句を除く以外は住所の変更はありません。)

2) 現藤島町の住所は

東田川郡藤島町大字藤島字笹花25番地 鶴岡市藤島字笹花25番地
「東田川郡藤島町大字」を「鶴岡市」に置き換えます。

現藤島町の大字関根の表示

東田川郡藤島町大字関根字 番地 鶴岡市藤島関根字 番地
関根の名称が新市では重複するので、「東田川郡藤島町大字」を「鶴岡市」に、
さらに、「関根」を「藤島関根」に置き換えます。

3) 現・引町の住所は

東田川郡櫛引町大字上山添字文栄100番地 鶴岡市上山添字文栄100番地
「東田川郡・引町大字」を「鶴岡市」に置き換えます。

4) 現朝日村の住所は

東田川郡朝日村大字下名川字落合1番地 鶴岡市下名川字落合1番地
「東田川郡朝日村大字」を「鶴岡市」に置き換えます。

5) 現温海町の住所は

西田川郡温海町大字温海戊577番地1 鶴岡市温海戊577番地1
「西田川郡温海町大字」を「鶴岡市」に置き換えます。

イ) 現在の羽黒町は町名を付けます。

1) 現羽黒町の住所は

東田川郡羽黒町大字荒川字前田元89番地 鶴岡市羽黒町荒川字前田元89番地
「東田川郡羽黒町大字」を「鶴岡市羽黒町」に置き換えます。

1 - 2 住所の表示の変更に伴う手続き

合併に伴い、住所の表示が変わることにより、官公署等での住所の表示変更手続きが必要になる場合があります。市役所、山形県、国などの主な手続きについて一覧表を掲載しておりますので、必要に応じて手続き等を行なって下さい。

なお、手続きの必要なものは塗りつぶし の項目です。

各種手続きの際に住所変更の証明書が必要な場合は、合併後の10月1日以降、本所 課、各庁舎 課において交付(無料)いたします。

市役所関係の本所、各庁舎の連絡先は下記にお願いします。

本 所	0 2 3 5 - 2 5 - 2 1 1 1	櫛引庁舎	0 2 3 5 - 5 7 - 2 1 1 1
藤島庁舎	0 2 3 5 - 6 4 - 2 1 1 1	朝日庁舎	0 2 3 5 - 5 3 - 2 1 1 1
羽黒庁舎	0 2 3 5 - 6 2 - 2 1 1 1	温海庁舎	0 2 3 5 - 4 3 - 2 1 1 1

市役所関係 その1

項 目	該 当 者	手続き方法等	窓口(担当課)
住民票		手続きの必要はありません。	
戸籍		手続きの必要はありません。	
印鑑登録証	登録証の所有者	鶴岡市で発行している手帳をお持ちの方は、手続きの必要はありません。 鶴岡市以外の手帳をお持ちの方は、窓口においての際に登録証の交換を行います。	
住民基本台帳カード	カードの所有者	鶴岡市で交付を受けたカードをお持ちの方は、手続きの必要はありません。 鶴岡市以外で交付を受けたカードをお持ちの方は、新市のカードに切り替えることが必要です。 ご本人がカードをお持ちになり窓口で切り替えの手続き(無料)をして下さい。ただし、電子証明書は失効となりますので、新規発行(再交付)申請をして下さい。無料で交付します。 なお、カード発行は、本所では即日交付となりますが、各庁舎では交付まで一定の期日を要します。	【本所】 市民課 【各庁舎】
外国人登録証明書	証明書の所有者	変更登録申請等で窓口においての際に変更します。	
国民年金手帳	手帳の所有者	手続きの必要はありません。	
国民健康保険被保険者証(退職含む)	被保険者証の所有者	手続きの必要はありません。 鶴岡市以外に在住の方につきましては、新しい被保険者証・認定証等を12月末日までに郵送します。	【本所】 国保年金課
国民健康保険高齢受給者証	受給者証の所有者		【各庁舎】
国民健康保険標準負担額減額認定証	認定証の所有者		
国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定	認定証の所有者		

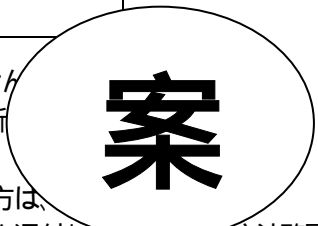
案

山形県関係 その1

項目	該当者	手続き方法等	手続きの問合せ先
農薬販売者の届出	農薬販売者	手続きの必要はありません。 立ち入り検査時に変更します。	病害虫防除所 駐在農薬調査班 山形市みのり丘 6060-27 TEL 023-644-4241
特定非営利活動法人(NPO法人)の事務所の所在地	知事を所管庁とする特定非営利活動法人(NPO法人)	手続きの必要はありません。 定款を変更した場合、遅滞なく届出を行なって下さい。	庄内総合支庁 企画振興課 TEL 0235-66-2111
旅券(パスポート)	旅券(パスポート)を持っている方	手続きの必要はありません。 最終ページの「所持人記入欄」の現住所はご自身で訂正して下さい。ただし、他のページに書き込みをすると旅券が無効となります。	庄内総合支庁 旅券事務室(1F) TEL 0235-66-2121 山形県パスポートセンター - 霞城セントラル2F TEL 023-647-2566
	旅券(パスポート)を申請する方	申請時に提出する戸籍謄(抄)本は、6か月以内に取得したものであれば使用できます。	
宗教法人の事務所の所在地	知事を所管庁とする宗教法人	合併後、遅滞なく規則変更の届出を行なって下さい。	庄内総合支庁 企画振興課 TEL 0235-66-2111
一般廃棄物処理業	許可を受けている方	手続きの必要はありません。	県庁環境整備課 廃棄物対策担当 TEL 023-630-3021
産業廃棄物処理業 産業廃棄物処理業許可証	許可を受けている方	手続きの必要はありません。 許可証(登録証)の書換を希望する方は、許可証(登録証)を添付のうえ変更手続きを行なって下さい。	庄内総合支庁環農課 TEL 0235-66-2111
廃棄物再生事業者登録業	登録をしている方		
自動車リサイクル法に基づく許可証(引取り)、フロン類回収、解体、破碎業者	許可を受けている方	手続きの必要はありません。	県庁環境整備課 リサイクル推進担当 TEL 023-630-2322
鳥獣捕獲許可証	許可を受けている方	手続きの必要はありません。 変更を希望する方は変更手続きを行なって下さい。	庄内総合支庁環農課 TEL 0235-66-2111
狩猟免状	狩猟免状の交付を受けている方		
水質汚濁防止法、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出	届出を行なっている方	手続きの必要はありません。	県庁環境保護課 環境保全担当 TEL 023-630-2339
戦傷病者手帳	手帳を持っている方	手続きの必要はありません。	庄内総合支庁福祉課 TEL 0235-66-2111

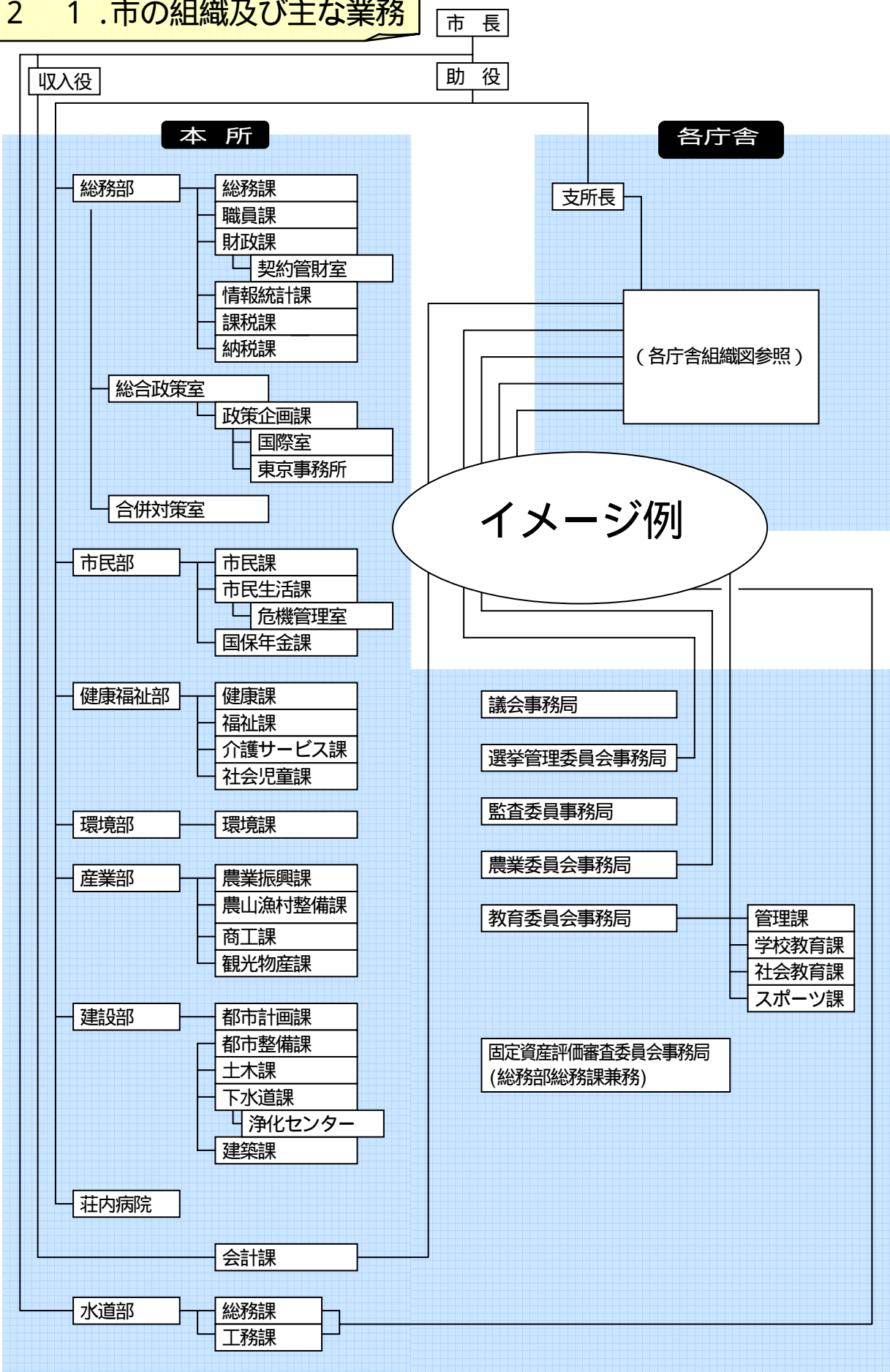
案

官公署等関係 その1

項目	該当者	手続きの方法等	手続きの問合せ先
恩給(旧軍人)受給者住所	恩給受給者	手続きの必要はありません。	総務省人事・恩給局 東京都新宿区19-1 TEL03-5273-1400
不動産(土地登記簿・建物登記簿)の所在		手続きの必要はありません。 登記官が新住所への変更を行います。	 山形地方法務局鶴岡支局 鶴岡市大塚町17番27号 TEL0235-22-1003
不動産(土地登記簿・建物登記簿等)所有者の住所表示変更	土地・建物の登記簿等に市・町・村の住所で登記されている方	手続きの必要はありません。 不動産登記法により新住所えられます。	
抵当権者等(土地登記簿・建物登記簿等)の住所表示変更	土地・建物の登記簿に抵当権、地上権、賃借権及び仮登記等の権利者として市・町・村の住所で登記されている方	住所変更を希望される方は、 で発行する変更証明書を添付して 登記することができます。 なお、この場合の登録免許税は非課税です。	
商業登記・法人登記の本店及び主たる事務所(以下「本店等」という)の所在地修正と代表者の住所表示変更	市・町・村に所在する会社及びその代表者	手続きの必要ありません。 鶴岡支局で管轄する会社、法人の本店(主たる事務所)及び支店(従たる事務所)並びに役員の住所について、登記官が新所在名への変更を行います。	
労働安全衛生法に規定する免許証	左記免許証の所有者	手続きの必要はありません。	
労災年金受給者の住所	年金を受給されている方		
政府管掌健康保険被保険者証	被保険者	手続きの必要はありません。	鶴岡社会保険事務所 鶴岡市錦町21-12 TEL 0235-23-5040
国民年金被保険者及び国民年金・厚生年金の受給権者の住所	左記の年金を受給されている方		
国民年金基金の受給権者の住所	左記の年金を受給されている方	手続きの必要はありません。	山形県国民年金基金 山形市香瀬町2丁目8-18 第7近宣ビル4F TEL 023-625-3870
自動車検査証(普通自動車及び小型二輪自動車(排気量251cc～)の使用者・所有者)	普通自動車及び小型二輪自動車(排気量251cc～)の使用者・所有者	手続きの必要はありません。 住所変更を希望される方は、必要書類の詳細を問合せ先に確認のうえ、新市で発行する住所変更の証明書等を添付し手続き(無料)を行って下さい。	庄内自動車検査事務所 三川町大字押切新田字歌枕3番地 TEL 0235-68-4118

2. 市役所・各庁舎の案内

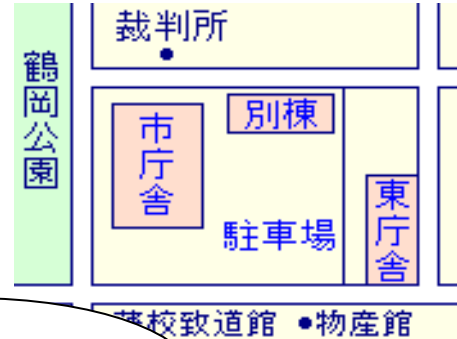
2 1. 市の組織及び主な業務



2 2 . 本所、各庁舎の案内

本所の案内

〒997-8601 鶴岡市馬場町 9-25 TEL 25-2111



イメージ例

6階	情報統計課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 合併対策室 防災無線室 大会議室 601~602 会議室
5階	農政課 農山漁村整備課 商工課 観光物産課 農業委員会事務局 教育長室 教育委員会事務局(管理課 学校教育課 社会教育課) 501 会議室
4階	議場傍聴者席 開発公社 都市計画課 都市整備課 下水道課 土木課 建築課 401 会議室
3階	議場 市長室 助役室 記者室 庶務課 企画調整課 人事課 財政課 301 会議室 特別委員会室 第1、2委員会室 議場
2階	議長室 副議長室 議員控室 議会事務局 課税課 納税課 201 会議室
1階	収入役室 会計課 市民課 市民生活課 市民相談室 国民年金課 健康課 福祉課 介護サービス課 社会児童課 市民ホール 総合案内 荘内銀行市役所出張所
地下1階	食堂 売店 職員組合

別棟

2階	運転手室、和室会議室、第1~第5会議室
1階	車庫

東庁舎

2階	青少年育成センター 第6会議室(TEL 22-3651)
1階	第5会議室(TEL 22-3651)、婦人会連合会(TEL 23-6163) 高齢者職業相談室(TEL 24-9024)

3 . 各種手続きと受付窓口のお知らせ

新市では住民の皆さんの生活に大きな変化が生じないよう、「住民の皆さんは、これまで通り、現在の役所・役場（本所・各庁舎）でいろいろな手続きができることや、日常生活に関する相談窓口を本所、各庁舎に設けるなどし、より良いサービス提供ができるようにする」ことを基本にしています。

本所、各庁舎で取り扱う主な窓口についてお知らせします。

3 1 . 住民記録と証明



3 1 1 戸籍、住民記録、各種証明

戸籍、住民記録に関する届出や証明書等の交付手続きは、本所及び各庁舎でこれまでどおり行うことができます。

受付窓口

種 類	本所	各庁舎	その他	
戸籍の届出(出生届、死亡届、婚姻届、離婚届、転籍届)	市民課	税務市民課	朝日庁舎 南出張所	
外国人登録				
住民登録(転入届、転出届、転居届、世帯変更等)			鶴岡地区の 郊外地域コミュニ ティセンター	
証明書の発行(戸籍の全部・個人事項証明、住民票の写し、 印鑑登録証明書等)				
印鑑登録(印鑑の登録・改印・廃止)				朝日庁舎 南出張所
住民基本台帳カード(発行・廃止・内容変更)				
公的個人認証サービスの申請				

戸籍の届出は、勤務時間外や土・日、祝日も受け付けております。

本所 守衛室、藤島庁舎
羽黒庁舎、櫛引庁舎
朝日庁舎、温海庁舎

案

合併後の主な証明手数料は以下の通りです。

種 類	手 数 料	備 考
戸籍の全部・個人事項の証明	1通 450 円	本人か直系の親族が申請。第三者は申請事由等を明らかに
除籍の全部・個人事項の証明	1通 750 円	本人か直系の親族が申請。本人か直系の親族以外が申請
戸籍記載事項証明書	1通 350 円	するときは本人か直系親族の委任状等が必要

3 - 2 . 税 金

3 2 1 市 税

税の納付や相談などは、本所及び各庁舎でこれまでどおり行うことができます。

取扱窓口

種 類	本 所	各 庁 舎	そ の 他
個人市民税	課税課	税務市民課	
法人市民税			
固定資産税			
都市計画税			
軽自動車税			鶴岡地区 C.C
国民健康保険税			
納税相談	納税課		

合併に伴って

1) 個人市民税

毎年1月1日現在、市内に住所または事務所、事業所、家屋を有する個人に課税されます。**均等割、所得割の税率変更はありません。**

■納 付

平成17年度は、合併前に各市町村から納税通知書が納税者に通知されていますので、**納付書記載の納期限**まで納付願います。

平成18年度からは、6月、8月、10月、1月の**年4回の納期**になります。

2) 固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日現在、土地、家屋、償却資産を所有している方に課税されます。**税率(1.4%)は変更ありません。**

■納 付

平成17年度は、合併前に各市町村から納税通知書が納税者に通知されていますので、**納付書記載の納期限**まで納付願います。

平成18年度からは、5月、7月、12月、2月の**年4回の納期**になります。

3) 都市計画税

都市計画税は、都市計画区域のうち市税条例(合併前の市町の条例)で定められた区域(鶴岡市、藤島町、温海町の該当区域)に土地、家屋を所有している方に課税されます。

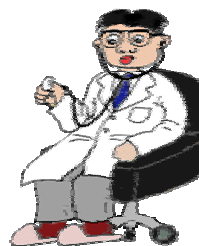
税率は新市における新課税区域が設定されるまでは、不均一課税(合併前の市町の税率 鶴岡市:0.30%、藤島町、温海町:0.20%)となります。

■納 付

平成17年度は、合併前に各市町村から納税通知書が納税者に通知されていますので、**納付書記載の納期限**まで納付願います。

平成18年度からは、5月、7月、12月、2月の**年4回の納期**になります。

3 - 3 . 保険と医療



3 3 1 母子保健

妊娠したときは、届け出をし、母子健康手帳と妊婦健康診査受診票の交付を受けて下さい。
受付窓口

種 類	本所	各庁舎	その他
母子健康手帳(お母さん、お子さんの健康を記録する手帳)	健康課	健康福祉課	
妊婦健康審査票(定期検診の自己負担金を助成する)			
乳幼児検診(4、7か月、1歳6か月児、3歳児)			
予防接種(集団接種:ポリオ、ツベルクリン・BCG)			
予防接種(個別接種:三種混合、麻しん、風しん、日本脳炎)			
1歳児健康教室			

案

3 3 2 成人・高齢者保健

生活習慣病の早期発見と予防のため**各種の検診**があります。
受付窓口

種 類	本所	各庁舎	その他
各種検診(基本健康診査、肺がん、結核、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、50歳総合健診基本健康診査(個別)、人間ドック等)	健康課	健康福祉課	
訪問保健指導(在宅で療養されている方)			
リハビリ教室(後遺症で、継続して訓練を行う必要のある方)			
脳卒中後遺症患者会(親睦交流やリハビリ等の活動)			
在宅訪問歯科診療(65歳以上の在宅の寝たきりの方)			

3 3 3 健康相談

相談窓口

種 類	本所	各庁舎	その他
精神保健福祉相談(精神疾患や老人性痴呆等)	庄内保健所 TEL 66-4931		
健康相談(健康に関すること全般)	健康課	健康福祉課	
医療福祉相談(荘内病院に通院・入院している患者や家族 月～金曜日 8:30～17:00)	荘内病院内「医療福祉相談室(要予約) TEL26-5111		
エイズ相談(エイズについての相談と検査)	庄内保健所 TEL 66-4920		
アルコール依存症などで悩んでいる人のつらい			

3 - 4 . 福祉

3 4 1 児童

児童手当の受給資格には、所得による制限があります。

児童手当等の窓口

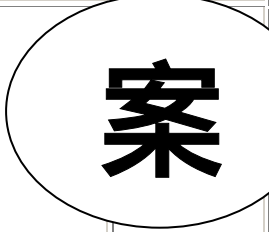
種 類	本所	各庁舎	その他
児童手当(小学校第3学年終了前の児童を養育している方)	社会児童課	健康福祉課	
児童扶養手当(18歳未満の児童を養育する母子家庭や父が重度の障害を有する等の家庭)			
特別児童扶養手当(心身に障害のある満20歳未満の児童を養育する方)			

相談の窓口

種 類	本所	各庁舎	その他
18歳未満の児童のあらゆる相談			県庄内児童相談所 (道形町 49-6 TEL 22-0790)

3 4 2 母子家庭等

相談や貸付、介護支援などの窓口

種 類	本所	各庁舎	その他
母子・寡婦相談(母子、寡婦家庭などの、経済問題、児童の養育・教育、就職、母子寡婦福祉資金の利用などの相談)	社会児童課	健康福祉課	
婦人相談(配偶者からの暴力による被害者の一時保護等)			
母子寡婦福祉資金(事業資金、生活資金、就学期資金などの経済的自立と児童の福祉向上のための資金貸し付け(所得制限あり))			
日常生活支援事業(一時的な家庭生活支援員の派遣)			
子育て短期支援事業 ・短期入所生活援助事業(子供を一時的(1週間を限度)に児童福祉施設で預かります。) ・夜間養護等事業(保護者が仕事等で、生活指導や家事の面で困難を生じている場合、保護者に代わって子供の面倒をみます。)			

3 - 5 . 障害福祉

相談の窓口

種 類	本所	各庁舎	その他
障害者生活支援センター(身体、知的の障害のある方)	ゆうあいプラザかたぐるま (ほなみ町3-2) TEL 28-3136		
庄内地域生活支援センター(精神の障害のある方)	翔(西新斎町2-2) TEL 29-7088		
身体障害者相談員(身体障害者の生活、自立などに関する相談)	福祉課	健康福祉課	
知的障害者相談員(知的障害者の養育、生活などに関する相談)			
身体障害者巡回相談(身体障害者手帳の交付や程度変更、補装具の交付や修理などの相談、年4回)			

手 帳

種 類	本所	各庁舎	その他
身体障害者手帳(手、足、目、耳、言語、そしゃく機能、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、小腸、直腸などに障害のある方)	福祉課	健康福祉課	医療機関
療育手帳(知的障害の判定を受けた方)			
精神障害者保健福祉手帳(精神障害の状態にあると認定された方)			

支 援

種 類	本所	各庁舎	その他
居宅支援(ホームヘルプ) (入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活を営むために、ホームヘルパーを派遣します。身体、知的、精神)	福祉課	健康福祉課	ゆうあいプラザかたぐるま 庄内地域生活支援センター 翔
デイサービス(センター等に通所し、機能訓練、社会適応訓練、創作活動などを行っています。身体、知的、精神)			
短期入所(ショートステイ) (家族の病気などで家庭での介護が一時的に困難となったとき、施設への短期入所ができます。身体、知的、精神)			
地域生活援助事業(グループホーム) (障害者が世話人の援助を受けながら、共同生活により自立した生活を送ります。知的、精神)			

案

3 - 6 . 生活福祉

民生・児童委員

民生・児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受け、住民の生活状態の把握、要保護者の指導、児童福祉の推進など、地域の福祉活動で幅広い活躍をしています。

困りごとなどお気軽にご相談ください。

委員名など、問い合わせは福祉課福祉計画係へ。

生活

種 類	本所	各庁舎	その他
生活保護(「健康で文化的な最低限度の生活」を保证するため困窮の程度に応じて保護を受けることができる制度)	福祉課	健康福祉課	
生活福祉資金(低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯、離職者等への、自立更正に必要な資金の貸し付け)	案		社会福祉協議会 (P48参照)
たすけあい金庫(低所得世帯への、一時的な生活資金の小口貸し付け)			
地域福祉権利擁護事業(判断能力に不安がある方が福祉サービスを利用する際のお手伝いや福祉サービス利用料の支払いなど)			
災害一時援護(災害による被災者や死亡された方の遺族への見舞金や弔慰金)			
戦争犠牲者の援護(戦後処理の支援・進達業務として、特別弔慰金の請求受付や旧軍人に対する叙位・叙勲・恩給・書状贈呈の支援)	社会児童課	健康福祉課	
中国残留邦人等の支援(「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律の施行」に基づく支援)			

3 - 7 . 年 金

3 7 1 国民年金

20歳以上60歳未満の方は、すべて国民年金に加入することになっています。(すでに老齢・退職年金を受けている方は除きます。)

こんなときに届出を

こんなとき	本所	各庁舎
20歳になったとき(厚生、共済年金加入者(第2号被保険者)とその被扶養配偶者(第3号被保険者)を除く)	国保年金課	税務市民課
会社等をやめたとき(第2号被保険者でなくなったとき)		
夫(妻)の扶養でなくなったとき(第3号被保険者でなくなったとき)		
任意加入するとき(60歳以上65歳未満の方、日本人で外国居住の方等)		

*厚生、共済年金加入者に扶養されている配偶者(第3号被保険者)の届出は加入者が勤務する事業所等を経由して行って下さい。

案

国民年金の受給手続き

条件 (それぞれに納付要件有り)	本所	各庁舎
老齢基礎年金(納付期間と免除期間及び合算対象期間を合わせて25年以上ある人が65歳になったとき(60歳からの繰上、66歳以後の繰下請求も手続き可能))	国保年金課	税務市民課
障害基礎年金(加入期間中に、病気やけがで障害者になったとき、又は20歳前の傷病による障害者が20歳になったとき)		
遺族基礎年金(加入期間中や老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方が死亡したとき、生計を維持されていた18歳未満の子供のある妻、又は子に支給)		
寡婦年金(納付期間と免除基幹を合わせて25年以上ある夫が、何の年金も受けずに亡くなったとき、10年以上の婚姻期間のある妻に60歳~65歳まで支給)		
死亡一時金(3年以上保険料を納めた方が年金を受けずに死亡したとき、その遺族に支給)		

*第2号、第3号被保険者期間のある方は、鶴岡社会保険事務所での手続きになる場合があります。

詳しいことは、本所 国民年金受付窓口、又は鶴岡社会保険事務所(TEL23-5040)にお問い合わせ下さい。

3 - 8 . 育児・教育

3 8 1 育児

項 目	本所	各庁舎	その他
<p>保育園 新年度の入所申込みは本所・各庁舎・各園で 11 月中旬～下旬にかけて行います。</p> <p>一時保育(家庭での保育が困難な時、半日・一日単位で、かたばみ・大泉・小堅・美咲・大東・いずみ・くしびき及び藤島と温海の全ての保育園で保育します。)</p> <p>中央・大山・藤島・福栄児童館(幼児や小学生がいつでも自由に遊べます。)</p> <p>羽黒西部、櫛引東部・西部・南部、温海児童館(就学前の児童を集団保育します)</p> <p>学童保育所(小学生の放課後児童対策)</p> <p>ファミリーサポートセンター(育児援助を受けたい方と探される方を結ぶ会員制の育児支援ネットワーク)</p> <p>病後児保育所「カトリアキッズルーム」 (児童等が病気のため自宅静養が必要で、保護者が保育ができない場合の病後児保育所の利用)</p> <p>つどいの広場「まんまルーム」 (主に0～3歳の子どもとその保護者が自由に遊べます。)</p>	社会児童課	健康福祉課	<p>各保育園 (P52参照)</p> <p>各児童館 (P53参照)</p> <p>各学童保育所 (P53参照)</p> <p>若葉町 24-24 TEL28-3085</p> <p>美咲町 28-1 (三井病院内) TEL22-3290</p> <p>末広町 3-1 マリカ東館 3 階 TEL24-5635</p>

案

3 8 2 学校教育

種類、条件	本所	各庁舎	その他
<p>幼稚園</p> <p>小学校に入学するとき(住民基本台帳により、就学時健康診断の通知書、入学通知書等を送付します。)</p> <p>小・中学校へ転入学するとき(本所・各庁舎で「転入届」・「転居届」の手続きにより、学校を指定した「転入学通知書」が発行されます。この通知書と、転校前の学校で交付された「転校書類」を添えて、新しい学校へ持参して下さい。)</p>	学校教育課	健康福祉課	<p>各幼稚園 (P54参照)</p>

合併に伴って

小中学校の通学区域は現行のとおりとします。

詳しくは学校教育課へ

3 - 9 . 快適生活

3 9 1 ごみ

ごみの分け方と出し方は、合併しても変更ありません。

お問い合わせは 本所：環境衛生課、各庁舎： へ

ルールを守りましょう!

- ごみステーションは、町内会や自治会が設置し管理していますので、他の町内には出せません。
- 指定された時間帯にごみステーションに出して下さい。
- 週休日(土・日)は収集しませんので、出さないで下さい。ごみ収集カレンダーで収集日を確認して下さい。

出して下さい。

- 指定袋以外で出されたものや、分別されていないものは、収集しません。
- 商店や飲食店、会社、医院などから出る「事業系ごみ」は、ごみステーションには出せません。
- 自宅で使用した医療器具(注射器等)は、かかりつけの医師に相談して下さい。
- ごみが多く出るときは、次回以降の収集日と複数回に分けて出して下さい。

粗大ごみ許可業者・資源回収業者の問い合わせは、本所：環境衛生課、各庁舎：

3 9 2 し尿

し尿汲取の申込

お住まいの地域に応じ下記の業者に直接申し込んでください。

地区名	業者名	住所	電話
鶴岡地区	庄内環境整備株	鶴岡市茅原町9-23	0235-22-0496
藤島地区	庄内環境整備株	鶴岡市茅原町9-23	0235-22-0496
	鶴岡清浄舎(有)	鶴岡市三和町6-10	0235-22-2616
羽黒地区	庄内環境整備株	鶴岡市茅原町9-23	0235-22-0496
櫛引地区	庄内環境整備株	鶴岡市茅原町9-23	0235-22-0496
	朝日環境衛生(有)	鶴岡市越中山字立岩94	0235-53-2811
朝日地区	朝日環境衛生(有)	鶴岡市越中山字立岩94	0235-53-2811
温海地区	温海衛生舎株	鶴岡市湯	0235-43-2440

お問い合わせは、本所：環境衛生課、各庁

案

3 9 3 水道

水道は生活に欠かせないものです。手続きは、 お任せ下さい。

こんなとき

内容	水道部	各庁舎
転入、転出、転居などにより、水道の使用を開始又は中止するとき	水道部総務課	
長期にわたって水道を使用しないとき		
使用者や所有者の名義を変えると(印鑑と印鑑証明が必要な場合があります)		
水道の用途(家庭用、湯屋用等)を変えると		

3 - 10 . 仕事と生活

3 10 1 働く人のために 詳しい内容等は直接お問い合わせ下さい。

施設や制度	住所、TEL
鶴岡公共職業安定所(ハローワーク鶴岡) ○求人・求職の申込を受けて、あっ旋(紹介)をする機関 ○労働保険の加入や雇用保険の受給手続き ○雇用促進住宅への入居相談 等	道形町 1-13 TEL25-2501
就業相談員(鶴岡ワークプラザ) ○内職の相談、指導、技術講習 求人の情報提供・紹介、キャリアカウンセリング、その他	〒981-857 TEL25-2215
職業能力開発施設 ○鶴岡高等職業訓練校(職業に必要な知識と技能講習を身)	道形町 26-13 TEL22-2802
職業能力開発施設(鶴岡産業能力開発学院) ○鶴岡地域職業訓練センターを活用し、職業能力に関する事業を行う	美咲町 26-1 TEL28-3125
中小企業労働者の福利厚生(鶴岡市中小企業共済会) ○100人未満の労働組合のない事業所の方の福利厚生と親睦事業を行う	本所: 商工課 各庁舎:
鶴岡労働基準監督署(労働条件と安全衛生の確保を指導する機関)	大塚町 17-27 TEL22-0714
出稼ぎ届(出稼ぎ前に、出稼ぎ先の事業所名・所在地・電話番号、出稼ぎの期間などを記入した「出稼ぎ届」を出しましょう。)	本所: 市民生活課 各庁舎:
出稼ぎ手帳(出稼ぎされる方が、出稼ぎ先で身分証明書や雇入通知書に使用することができ、事故や賃金トラブルが起きた場合、大切な証明として役立ちます。出稼ぎに行くときは、必ず出稼ぎ手帳の交付を受けて下さい。)	

案

いろいろな産業(商工業、農業、林業、水産業)への制度等

制度や内容	本所	各庁舎	その他
中小企業関係金融制度(中小企業の運転・施設・設備に伴う資金、小売店舗の新築・増築・改築・出店に伴う資金などの融資斡旋及び信用保証料の助成)	商工課		
国・県の金融制度や各種商工関係制度資金の相談			商工会議所、各商工会
市への物品納入(新たに、市に物品の納入を希望する方は、業者登録の申請が必要です。)	財政課 契約管財室		
農業者年金の加入、脱退			農協各支所
経営委譲年金申請の前の農地の権利移動の手続き、離農給付金の申請、農地等買入れ資金の融資について	農業委員会 事務局		

3 - 1 1 . 相 談



相談日が祝日や振替休日は休みとなるものもあります。

3 1 1 1 総合相談

相談の種類	相談日	相談時間	場 所
総合相談室	月～土曜日	午前9時～午後4時	本所東庁舎 TEL 0120-866-294

3 1 1 2 一般相談

相談の種類	相談日及び時間	場 所
行政相談	毎月第2火曜日 午後2時～4時	本所 会議室
税務相談	月～金曜日 午前9時～午後5時	鶴岡税務署 TEL 22-1401
	7・8月、1月～3月を除く毎月第3金曜日 午前10時～午後3時	本所 会議室
登記相談	毎月第3木曜日 午後2時～4時	本所 会議室
人権相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時	山形地方法務局鶴岡支局 TEL 22-1003
	人権擁護委員(月・水・木曜日、午前9時～午後4時)	
	毎月第3火曜日 午後1時30分～午後4時	本所 会議室

3 1 1 3 生活相談

相談の種類	相談日及び時間	場 所	備 考
ふれあい相談 (一般相談)	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	本所 TEL 25-3555	日常生活全般の 相談
交通事故相談	月～金曜日 午前9時～午後4時	本所企画振興課内 TEL 66-2111	
消費生活相談	月～金曜日 午前9時～午後4時	本所市民生活課内 「消費生活センター」	
年金相談	月～金曜日 午前9時15分～11時30分 午後1時～4時	鶴岡社会保険事務所 TEL 23-5040	年金手帳、年金証 書、印鑑等を持参
国民年金相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時	本所 国保年金課	年金手帳、年金証 書を持参
困りごと相談	常時	鶴岡警察署 TEL 28-0110 ほか各交番、駐在所	

3 - 1 2 . 市 政

3 1 2 1 市議会

市議会についてのお問い合わせは議会事務局へ
ホームページを開設しております。 <http://www.city.tsuruoka.lg.jp/gikai/>

議会の構成

市議会は、市が行う行事や予算を、議案として審議する議決機関です。
議会は3月、6月、9月、12月の定例会のほか、必要により臨時会を開いて、条例や予算、事業、決算などについて審議します。

合併に伴って

鶴岡市の市議会の定数は、34人ですが、合併後50日以内に行われる最初の選挙の任期に限り38人となります。

議会の傍聴

議会の本会議は公開されています。



案

3 1 2 2 選挙

選挙についてのお問い合わせは、本所：選挙管理委員会事務局、各庁舎：事務局分室(仮称)
選挙権

満20歳以上で選挙人名簿に登録されている方は選挙権があります。選挙人名簿に登録されるには、転入届が受理された日から、引き続き3か月以上住民基本台帳に登録されている方です。

投票

投票日まで、各世帯ごとに投票所入場券を郵送します。
入場券を紛失したり忘れたりしても投票できます。選挙当日、投票所の受付係にその旨をお申し出ください。

期日前投票、不在者投票

投票日に、仕事や旅行などで投票所へ行けない方は、あらかじめ期日前投票又は不在者投票ができます。

▲期間

公示又は告示の日の翌日から投票日前日までの全日、午前8時30分～午後8時まで。

▲場所

本所：市役所1階ロビー 各庁舎：各庁舎又は指定された場所

* 住所地により、投票する場所が指定されます。

* このほか、身体障害者、戦傷病者、介護保険の要介護者で一定の条件に該当する方には、郵便による不在者投票制度等もあります。

合併に伴って

合併後、最初に行われる選挙(市長、市議会議員、農業委員)は市町村毎に選挙区が設けられるため、期日前投票は住所地毎に本所、各庁舎等での投票になります。

4 . 主な公共施設等の所在地と電話番号、受付窓口

1 . 官公署

[市役所関連]

施設名	所在地	電話番号
東京事務所	江戸川区西葛西	5-5696-6821
環境衛生部	宝田三丁目 13-6	22-2848
衛生処理組合	宝田三丁目 13-6	22-2849
水道部	のぞみ町	23-7731
浄化センター	宝田三丁目 21-1	24-7033

案

[警察・消防署]

施設名	所在地	電話番号	
鶴岡警察署	道形町 20-40	28-0110	
温海警察署	温海戊 569-1	48-0110	
消防事務組合	本部消防署	馬場町 8-13	22-8331
	駅前分署	宝町 2-15	22-2131
	大山分署	友江町 23-72	33-2079
	湯野浜分署	下川字窪畑 204-320	75-2030
	藤島分署	藤島字笹花 51-1	64-2139
	羽黒分署	羽黒町荒川字前田元 131	62-2119
	櫛引分署	上山添字文栄 78-1	57-2146
	朝日分署	下名川字落合 9	53-2126
温海分署	温海字釜谷板 1-5	43-2132	
火事の問い合わせ		25-0119	

[保健衛生]

施設名	所在地	電話番号
斎場(鶴岡)	伊勢原町 12-81	22-1005
藤島斎場	古郡字道橋 246	64-4244
山北町火葬場	新潟県岩船郡山北町大字府屋	0254-77-3490
庄内保健所	三川町大字横山字袖東 19-1	66-4724
荘内病院	泉町 4-20	26-5111
休日夜間診療所	馬場町 8-22	23-5678
鶴岡市国民健康保険上田沢診療所	上田沢字下中島 25	55-2111
鶴岡市国民健康保険大網診療所	大網字興野 69-1	54-6005
鶴岡市国民健康保険山戸診療所	山五十川乙 225-2	45-2172